

【空き家対策】中古住宅購入者への補助制度開始 ～リフォーム実施で補助額加算、最大 50 万円補助～

焼津市では、管理不全な空き家の発生を抑制する「空き家対策」として、中古住宅購入者に対する補助制度を新たに開始します。



年々増加する空き家対策として、建築されてから 30 年以上経過した中古住宅購入者のどなたでもご利用いただける、最大 50 万円となる補助制度を開始します。

■中古住宅購入者への補助制度（焼津市中古住宅流通促進事業補助金）

市内の中古住宅（建築されてから 30 年以上が経過のもの）とその土地を居住するために購入した場合に費用の一部を補助します。

また、購入した中古住宅を市内業者がリフォームした場合には補助金の加算があります。

当補助制度は、令和 7 年度から 9 年度までに売買契約締結した場合に対象となる期間限定の制度です。

補助額

最大 50 万円の補助

市内の中古住宅を購入した場合	30 万円
リフォームした場合	20 万円の加算

※東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から焼津市に移住し就業した方を対象に最大 300 万円を支援する制度が併用できます。

（詳しくは市ホームページをご確認ください）



問合せ先

焼津市都市政策部 建築住宅課 空き家対策担当 加藤

Tel 054-626-2163 FAX054-626-2184

焼津市経済部 誘致戦略課 移住定住推進室 山梨

Tel 054-626-9411 FAX054-626-2194